

# 令和8年度 ふあ〜みんな食農教育支援金

## 1. 目的

この支援金は、JA 兵庫南管内地域において食農教育活動に取り組む団体に対して、その活動を支援することを目的とします。

「食農教育」とは、食を支える地域農業や自然に関する知識・体験を通じて、命や健康の大切さを学ぶ取り組みのことです。

## 2. 対象活動

- ①農業体験
  - ②地元食材や収穫した野菜を使った料理教室・コンテスト
  - ③食農に関する講演会
  - ④その他、この支援金を交付するに相応しいと認定された活動
- \*食農教育と関係ないイベントや食事会は、認定対象とならない場合があります。



## 3. 対象団体

- ①JA 兵庫南管内に所在する学校  
(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学)
- ②JA 兵庫南管内に所在する地域の非営利団体  
(自治会・町内会・老人会・婦人会・子ども会・女性会・農業団体・PTA・NPO 法人など)

\*ただし、未合併の地域 JAあかし管内(魚住町・二見町以外の地域)、JA加古川南管内(平岡町・野口町・別府町・尾上町・金沢町)は除く。

\*個人での申請は受付ておりません。必ず団体名でのお申込みをお願いいたします。

## 4. 支援金額と支援対象範囲

①支援金額は費用から収入を差し引いた金額で、一団体5万円を限度とします。

②支援対象範囲は資材・材料・会場や畑の使用料など。

\*対象となる項目は別紙書類をご参考下さい。

\*JA 兵庫南の食農教育支援金以外で参加費・協賛金・助成金等を受けられる場合は、その金額を収入として費用から差し引いて申請して下さい。

## 5. 各申込期間

認定の申込期間	令和8年5月1日～令和9年1月末日	活動実施前に申し込みして下さい
対象となる活動期間	令和8年5月1日～令和9年1月末日	この期間内に実施される活動が対象です
支援金請求期間	令和8年5月1日～令和9年2月末日	期日厳守でお願いします。

## 6. 認定の申込みから支援金の支払いまでの流れ

- ①助成金を受けるには活動前に「認定」を受ける必要があります。(様式1)「ふぁ～みんな食農教育支援金 認定」申込書を提出して下さい。(郵送またはお近くの支店・経済窓口でも受け付けています。)後日、認定の可否をお知らせします。
- ②活動終了後、1カ月以内に(様式2)「ふぁ～みんな食農教育支援金」申請書を提出して下さい。審査会において提出いただいた申請内容を審査し、認められた活動に対し支援金をお支払いします。(内容に不備がある場合は、支援金のお支払いは出来ません。)
- ③指定口座に月末または翌月15日に支援金額をお振込みします。なお、振込先の口座は原則申込まされた団体名義に限らせていただきます。

\*各種様式はJA兵庫南のHPからも取得することができます。

アドレス：<http://www.ja-hyogominami.com/>

\*過去の様式での受付は行っていません。必ず今年度の様式で申請して下さい。



\*ふぁ～みんな食農教育支援金の申込み・お問合せ\*

兵庫南農業協同組合 総務部 ふれあい広報課  
〒675-0066 加古川市加古川町寺家町621番地  
TEL：079-424-1388